

○上山主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「成年後見制度利用促進専門家会議 第3回地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

本日の委員の出席状況を御報告いたします。参考資料1のとおりの出欠状況になっております。

なお、山野目委員はオブザーバー出席ということでしたけれども、欠席との御連絡をいただいております。以上です。

○上山主査 それでは、議事に移ります。

初めに、私が用意した資料1の検討項目について、事務局から説明をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、資料1について御説明いたします。

こちらを説明する前に、全体のところを第二期基本計画の参考資料で簡単に触れられればと思います。今回の第二期基本計画は「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」という副題がついておりました。

第二期基本計画の構成です。IIのところ、成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策というものがあまして、その(1)が成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実ということで、5年計画の中で中長期的な取組をまとめたところになります。

そして、2番目が尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等ということで、当面の対応をまとめたパートになります。その(2)で、適切な後見人等の選任・交代の推進等を、現行制度の中でどういった運用改善を進めていくかということが全体の立ち位置になっております。

その上で、資料1でございます。

まず、論点は、対応困難事案に関して、現行の制度の中でどういったことができるかということになります。

2番目の検討事項です。全体としまして、権利擁護支援の取組というものは、福祉・司法の円滑な連携が必要というものになっております。関連して、この第二期計画におきましても、国及び専門職団体は、中核機関が関係者と認識を共有できない事案に関して、市

町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討するということが、どうやって連携するかということが主題になってくるということです。

3番目の今回の検討項目ですが、全体の流れをレビューしながらのほうが話が分かりやすいと思いますので、先に参考の検討スケジュール等（案）を御覧ください。

まず、第1回ワーキング・グループは9月に行われたものですが、今、申し上げたもののうち、中核機関や市町村に寄せられる後見人等に関する対応困難な相談の内容及びその対応についてということで、中核機関や市町村にスポットを当てて対応をディスカッションいたしました。

そして、10月の第2回ワーキング・グループにおきましては、専門職団体や家庭裁判所に寄せられる後見人等に関する対応困難な相談の内容及びその対応。そして、第1回と併せて、関係機関間の連携方策を議論したということになります。

こちらの議論を受けまして、苦情等の対応困難事案の対応に関して、主査のほうからフローを御説明するということなので、本日、後見人等に関する相談に関する中核機関・市町村・専門職団体・家庭裁判所の役割及びこれに応じたフロー等の整理についてということで、今回、まとめて議論の俎上に乗せることとなります。

こちらが本日の検討項目になるのですが、次回は、予定といたしましては、中核機関や市町村、専門職団体による試行結果及び裁判所における取組状況についてということで、今回、整理、ディスカッションいただきます対応フローをベースに、実践で試行をやってみて、こういった形で対応するのが適切か、いろいろ課題等々、出てくるかもしれません。こちらを御報告するということとなります。

そして、年度明けまして、令和6年度には、中間年度ですので、5年計画の中間検証の取りまとめに向けて議論を進めていくといった形になるということでございます。

説明は以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、議題1「厚生労働省による報告」に入ります。

前回のワーキングにおいて、先ほども御紹介いただきましたが、私から事務局に対して、第二期計画の内容、それから、ワーキング・グループでの報告、発言、議論の趣旨を踏まえて、来年度の試行に向けて、苦情等への対応フローの案を作成するように指示をしました。

本日は、事務局である厚生労働省から対応フロー（案）の説明を受けた後、対応フロー（案）及び来年度の試行に関して意見交換を行いたいと思います。

では、厚生労働省から報告をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 厚生労働省、事務局です。

資料2が、上山主査の指示を受けまして、事務局でまとめました「後見人等に関する苦情等への適切な対応」の資料です。先ほど御紹介ありましたとおり、ワーキング・グルー

プの意見であったり、あるいは様々な委員の意見も踏まえながら、本日の議論のために案を作成したものになります。

全体のフローを御説明する前に、第二期計画において、今回の論点がどういった位置づけにあるかということをし少しレビューしてみようと考えております。全体としては、基本方針ということで、後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがあるということです。その上で、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関ごとに、どういった考えの下に対応するかということでまとめております。

まず、家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためのその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されているということです。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待されるということで、基本方針としてまとめられております。

次に専門職団体です。専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待される。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待されるということで整理されております。

最後に市町村・中核機関です。市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行うということです。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡するということで、基本的な取組方針がまとめられております。

その上で、具体的な対応が整理されております。イを御覧ください。後見人等に関する苦情等を把握した機関（家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関など）は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認して、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかをまず検討する、受け止めるということです。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合には、先ほど申しあげましたそれぞれの役割であったり、あるいは各地域における対応体制の実情、様々な違いがありますので、そういったことも踏まえて、自らが主体となって調整すべきものかどうかというものを、まず受け止めたところで考えるということです。そして、検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぐということでもあります。

そして、最後、家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案（解任事由がない場合も含む。）につきまして、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連

携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。これが今の第二期計画でまとめられているものになります。

その上で、後見人に対する苦情等に関して、関係機関がどうやって連携を進めていくかをまとめたものが次のペーパーです。その前に、次の4ページに、フローに関する補足事項等の記載をしております。こちらが大切になりますので、先に説明しておきます。

本フローは、モデルとなる地域で試験的に運用するために作成されたものということです。試行の結果を踏まえた更なる検討を本フローに反映させることが予定されているということで、先ほど資料1で、令和6年1月に第4回ワーキング・グループを実施する見込みをお伝えいたしましたけれども、それと関連した記載ということでもあります。

本フローの中には、幾つか苦情等ということで様々な事案が掲げられておりますけれども、これらに関する具体的な対応につきましては、試験的な運用を通じまして、具体的な内容を整理の上で、必要に応じて本フローに反映させるということです。まず、試験的な運用をやる前に整理して、実際に実地で進めていこう。そして、また改変していこうといった位置づけということになります。

併せて、円滑な連携のためには、後見制度の利用の必要性の確認であったり、後見人等の候補者の事前調整、選任後の支援方針の共有や引継ぎというのも、まず前提として必要になってくるということです。

連携フローの説明に入ります。

目的としては、第二期計画とか、この前のワーキングで御議論がありましたけれども、このようにまとめております。後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しない場合がある。そして、成年後見制度の利用者の不安あるいは不満につながっている指摘がございます。後見人等による財産管理のみを重視するのではなくて、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用改善に取り組むということです。

そして、本フローは、先ほど補足でも申し上げましたけれども、そうした趣旨も踏まえながら、関係機関間の相互理解の下で、後見人等に関する苦情等に対応する関係機関の役割を踏まえた連携体制を明確にする。そして、後見人等を含む適切なチーム支援、具体的な支援体制を組んだ上での支援を確保することによって、本人を中心とした「権利擁護支援」の推進を図るということで考えているものであります。

まず、御本人、御家族・親族、支援者とございまして、ここから今回のテーマであります苦情等が入ってくるということになります。

次の部分は、基本計画でこのように定められております。先ほどの繰り返しになる部分もあるかと思っておりますけれども、後見人等に関する苦情等を把握した機関、様々ございますが、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認して、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合に、自らが主体となって調整すべきものかどうかを検討する。そして、検

討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関に引き継ぐということで、全体の連携ということになります。

注1は、後見人等に関する苦情等に関してです。先ほど申し上げましたけれども、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけではなくて、御覧いただいておりますとおり、様々なものがございまして。実際、対応が必要なものが対象ということで、制度そのものに対する苦情等というのは、現場で回すのは難しいということで含まないということです。しかしながら、制度に関する苦情等の原因が後見人等の行為にある場合がございます。この場合には、本フローの対象に含むということで整理しております。例えば「報酬の支払が負担である」という苦情等は制度に関する苦情等とも言えますけれども、その原因を見てみますと、後見人の職務の内容とか言動等に不満がある。それが報酬の苦情につながっているということは、元をただせば、後見人の行為に関する苦情と考えることができますので、本フローの苦情等になるということで整理しております。

そして、注2は、適当な機関に対応を引き継ぐことに関してです。相談者とか相談内容の情報を他機関に提供する場合は、原則として相談者の同意を得て円滑に進めていくということです。

その上で、連携をどう進めていくかということ、この大きな赤枠の中に記載しております。まず、全体として、第二期基本計画は支援と監督ということで大きく分けております。家庭裁判所が行う監督と、それ以外の主体が行う支援ということで大きく分かれているものになります。

そこを御理解いただいた上で、まず、市町村・中核機関から御説明します。市町村・中核機関は、個別に御本人を支援する権利擁護支援チームを、自立支援機能ということで支える役割を担っております。基本計画では、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応、福祉、医療等のサービスの調整を行うということで整理されております。

どういったところに関与していくかということですが、受任者調整・虐待等の事前に関与した事案を含めて、可能な範囲で対応するということです。そして、支援チーム、ここは権利擁護支援チームを指すのですが、こちらが自立的に対応できるようになったことを確認した上で、苦情の対応は終結するということであります。ここに関して、第二期計画にも同じ趣旨のことを書いているのですが、注3で、ただし、状況が変化した場合には、速やかに、また改めて支援の対応ができるように体制を確保しておくことが重要ということを書いております。

次、左手を御覧ください。専門職団体ということで、これも同様に権利擁護支援チームの自立支援機能ということで整理しております。基本計画では、専門職団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待されるということで整理されております。

その上で、2つ項目がございまして。団体推薦・名簿登録事案を含めまして、可能な範囲

で会員との調整（働きかけ）を試み、助言・指導等を行うということです。関与したところに関しては、できる限りコミットして進めていくということです。2つ目、専門職倫理に反する言動等の課題は、倫理規程等に照らして対応するということとなります。

そして、市町村・中核機関と専門職団体は、権利擁護支援チームの自立支援機能ということで、お互い重なるような部分、連携すべき部分も個別の事案によってもろもろあると思いますけれども、権利擁護支援チームへの支援に関して、必要に応じて連携を進めていくということになります。

一方で、青字で書いてありますけれども、もし不適正・不適切な後見事務に関する苦情等があった場合には、家庭裁判所につなぐということをやっているかといけないうことでもあります。支援から監督へ流れていくことになるかと思えます。※印に書いてありますが、具体的な情報を整理した上で連絡するということと、横領等の不正が疑われる場合は速やかに連絡するということです。注4を御覧ください。この不適正・不適切な後見事務には、身上保護・意思尊重義務に関するものも含まれます。例えば、施設費の不払・遅延のほか、「後見人等と連絡がとれない」「後見人等が会いに来ない」「後見人等がケース会議に参加しない」などの行為によって本人に不利益が生じ得るような場合も、不適正・不適切ということに含まれます。

その上で、今、申し上げたものが家庭裁判所に行きますと、家庭裁判所は、適切な後見事務の確保機能ということで、基本計画では、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待されるということで整理されております。

そして、解任に結び付くような事由の存在が直ちに明らかでないとしても、不審な点が疑われた場合には、裁判官の判断によりまして、事実の調査や後見人の指導等を実施して、裁判所の指導に従わなければ、かかる事情を含めて最終的に解任するか否かに関する判断を行うということになります。

注5を御覧ください。裁判所は、後見人等の選任・解任等の判断作用を背景に後見人等を監督するものであります。後見人等の裁量を越えて本人の権利・利益に反する行為に対応する一方で、裁判所の監督は関係者間の関係調整を目的とするものではないということで、後見人に対する不満や後見人との関係不全の解決に向けて直接対応することはできない。また、裁判所は、中立・公正の立場から、当事者の一方に寄り添った対応はできないということで整理しております。

このように、解任に結び付くような事由の存在が直ちに明らかでないとしても、不審な点が疑われた場合には、申し上げた形で指導なり判断を行うという形で整理しています。なお、裁判所のほうで受け取った内容のうち、福祉的な観点からの助言が相当と考えられるものは、市町村・中核機関へ、そして、所属する専門職団体による指導・助言が相当と考えられるものは、専門職団体につないで連携するということが、苦情等に関して対応していくということで整理しています。

御説明は以上になります。

○上山主査 それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。どなたからでも結構です。住田委員、お願いいたします。

○住田委員 1点、質問させていただきます。フロー図には、具体的な情報を整理した形で連絡とありますが、行政や中核機関に入る苦情は、本人から交代を求めるもののほか、多くは支援者や家族からのもので、後見人と連絡が取れないとか利用料の遅延などの内容があります。地域の関係者で対応・解決しても、同様の苦情が繰り返されることもあります。そのほか、給付金の申請や社会保険関係手続の遅延なども挙げられます。地域では、そのような情報を把握して対応していますが、何をどのようなタイミングで連絡するとよいのか、裁判所としてはどのようなイメージを持っておられるのか、教えていただければと思います。

○向井第二課長 御質問いただいた点ですが、最高裁では、今後、実際にモデルで試行する地域が決まり次第、その所在地の家庭裁判所の意見も聞きながら、行政機関等から家裁に連絡してもらったときに使用する連絡シートのようなものを、実際の試行の前に各モデル地域に向けてお示しできるようなスケジュールで作成したいと考えております。

連絡シートの中身ですけれども、抽象的には家裁の検討判断に必要な情報が把握できるシートにするということを考えております。今後の具体的な予定としては、実際の現場のモデル地域での実務が円滑にいくようにする必要がありますので、先ほど申し上げたとおり、モデル地域の家裁の意見を十分に踏まえながら作成していきたいと考えております。

恐らく裁判所のほうからは、こういった情報が欲しいというものもありますし、行政のほうでも後見人にはこういうことをしてほしいという目的や意図があって、そういった観点から、こういった情報が裁判所にあればいいというのがきっとあると思いますので、その辺、裁判所に意見を聞きながら、こういった情報が盛り込まれればうまく対応できるかというのを検討していきたいと考えております。

現在、まだモデル地域も決まっていませんし、どこの裁判所でやるかということも決まっていませんので、具体的な検討には着手できておらず、この場で具体的にこういう内容を盛り込むつもりと申し上げられないのがちょっと申し訳ないですけれども、そういった形で対応したいと思っております。

連絡シートを具体的な事案でどうやって活用して連携につなげていくかという点につきましては、モデル地域で今後、いろいろ議論することもあるかと思います。現実には、家裁に寄せられる情報は不適正・不適切な事務に関するものもあるでしょうし、あと、それに限らない情報もいろいろと併せて提供されることもあると思います。そういった意味では、裁判所に対応できるものと、必ずしも裁判所に対応だけでは終わらないものがあると思います。ですので、連絡シートを入れただけで、後は家裁に全部お任せというような誤解が生じてはいけないとも思っていますし、反対に家裁のほうで対応を終えた後、残った課題については、また改めて中核機関・行政機関等と共有する必要があることもあ

るかと思いますが、その共有の在り方も今後の課題かなと感じていますので、そういったことも含めて、今後、様々な検討をしていきたいと考えております。

○上山主査 星野委員、お願いいたします。

○星野委員 星野です。よろしくをお願いいたします。

今、住田委員から出ました連絡シートですが、フロー図を見ますと、専門職団体に寄せられてくる苦情についても家庭裁判所に連絡するということがあられると思います。この場合の連絡シートというのは、イメージとしてどのようなものになるのでしょうか。家庭裁判所によって大分実情が異なると思うのですが、裁判所のほうから団体のほうに連絡が来るケースも相当増えてきているのですけれども、そういったイメージなのか、専門職団体と家庭裁判所とのやり取りというところを教えていただければと思います。

○向井第二課長 現段階で専門職団体との間で、例えば連絡シートのようなものを具体的に決めて、こういったものでやろうということまで考えているわけではございませんでした。行政機関のほうが、こういった情報を裁判所に渡したらいいのか分からないということがあり得る話なのかなと思い、行政機関のほうを専ら検討しておりました。専門職団体のほうは、何件も事件を担当していたりすれば、裁判所にどんな情報を寄せるべきであろうとか、どんなものであれば裁判所が対応できるであろうということが、ある程度は分かるのかなと思っておりましたので、シートという形できちんと決めることまでは考えていないのが正直なところでございます。

○星野委員 どういった地域がこれから選ばれてくるかにもよると思うのですが、家庭裁判所との連携が必ずしも統一されているわけではないので、その地域の実情に合った形で対応を考えていただければと思います。

○上山主査 ほかの委員の方、いかがでしょうか。新井委員、お願いいたします。

○新井委員 私のほうから発言させていただきます。ちょっと的外れな議論になるかもしれませんが、あらかじめ御了承ください。

全体的に申し上げますと、親族後見人に対する対応が不十分ではないかという印象を持ちました。つまり、専門職団体と市町村・中核機関についての言及しかないわけです。世界でもいろいろ成年後見の改正がありますけれども、特にドイツとかオーストリアを見ると、専門職が後見人となる場合、自ら専門職団体なりが後見人としての職責をきちんと果たすための規制を強化しています。他方において、親族後見人の対応については、監督も含めてですけれども、裁判所が行うための規制を強化しているということが言えると思うのです。そこで、親族後見人について取り上げた上で、裁判所の関与も強化するというのをきちんと書き込んだほうがよろしいのではないかということです。要するに親族後見人からの苦情については、どういうふうに対応するのかということが必ずしも明確でないので、そのところはきちんとした対応をしたほうがいいのではないかと思います。そして、親族後見人というのは、日本での割合は約2割ですので、ボリューム的にもそんなに大きくないので、裁判所に過度な負担をかけることもないと思いますので、後見人がどういう属



性を持っているかということについて、議論を少し多様化することが必要ではないのかなと私は思うのですけれども、これについて、専門職団体の委員のほうで、もし何か御意見があればいただきたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、基本計画抜粋というところに図が出ていますけれども、これを見ると、市町村・中核機関のところと専門職団体で非常に違っているところがありまして、それは何かというと、市町村・中核機関のところでは身上保護というのが出てくるのですが、専門職団体のところでは身上保護という言葉が出てきていないのです。ですから、これを見ると、専門職団体というのは身上保護をしなくてもいいのだという誤解を与える感があるのです。ここのところは少し修正したほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、これについても専門職団体の委員で、もし何か御意見があれば、いただければ議論が活性化するのではないかと思います。

○上山主査 恐らくこのフロー（案）は、基本的に専門職後見人の行動に対する関係者からの苦情ということを念頭に置いてつくられたものなので、今のような御疑問が出たのかなと思うのですが、まず事務局のほうから、先にコメントがあれば、お願いできますでしょうか。

○松崎成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

まず、フロー全体ですけれども、こちらの趣旨が、そもそも苦情には様々なものがあるという一方で、後見人等が意思決定支援とか身上保護を重視しない場合があるので、それにどうやって対応するかということで、今回、目的に掲げさせていただいております。

新井委員のおっしゃるとおり、身上保護、意思決定支援は非常に重要なところがありますので、そこをまずきちんとフォローすることを目的にしたフローということで、一番上のところに記載させていただいております。今回、そういった趣旨を含めて対応していくということです。これが身上保護に関することです。

あと、様々な苦情とか課題とかが現場でございます。当然、御本人もあるのですけれども、家族・親族、支援者、様々な支え手がございます。来年度から実施する具体的なモデルとなる地域での試行の中で、いろいろ調整しながら対応をフォローしていけるようにしていければと考えております。

○上山主査 それでは、御指名もありましたので、専門職団体の青木委員、西川委員、星野委員のほうで、もしコメントがいただけるようでしたら、いかがでしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 お二方が考えている間に、先に少しお話しするというぐらいでお話しします。

親族後見人の苦情に関する対応につきましては、実際のところ、親族後見人が十分にやっていただけないということの御相談は、地域の様々な福祉関係の皆さんや、中核機関があるところでは多いと思います。加えて、我々のような専門職団体が後見に関するいろいろな相談窓口を設けている場合には、そこに相談として入って、もう少し何とかならぬだろうかということが、親族後見人以外の支援者の皆さん、もしくは親族後見人をされて

いない、他の御親族から入るといことになるだろうと思います。

その場合、その内容によっては、いわゆる後見人の職務そのものに関係するというよりは、本人に対する支援としてどうなのかというより、チーム支援的なことに関する相談事である場合というのは、中核機関を含めた市町村における様々な相談窓口や支援において対応可能なものもあるように思います。一方で、後見人の職務そのものに関する基本的な無理解とか、十分に習熟していないといったことに関する場合には、むしろ裁判所のほうから助言・指導していただくことによって対応できるものもあるように思います。

それについて、専門職団体が直接、親族後見人さんに何かを言う立場にはないこともありまして、専門職団体としては、そういうものを受けたときには、いずれかを見極めた上で、関係機関、適切なほうに一度相談するように促していくという対応をするのが、今のところ一般的ではないかと思えますし、その苦情を申し上げられた皆さんに、そういったところに具体的にこういう形で相談をかけてみてはどうかと御教示することになっていくと思えます。

そういう意味で言いますと、専門職団体の場合に、専門職団体が専門職後見人に何か助言するという、もう一つのオプションが加わりますが、親族後見人の場合には、いずれかのところで対応していただくために、適切な窓口にしっかりと情報提供した上で対応をお願いするということが対応できるのかなと思っておりまして、その辺りも必ずしも確立されたものが今あるわけではないので、今回の試行の中で、そういった親族後見人に対する苦情対応についての問題意識なり、課題というものが整理できたらありがたいなと思っています。

それから、もう一点、身上保護というものが書いてあるものと書いていないものの違いにつきましましては、専門職団体としては、当然、財産管理、身上保護、意思決定支援、それぞれについて、しっかりやるという専門職後見人に対する期待を、いずれの面においても苦情という形で現れてきたときには、その観点について適切な対応ができていくかをしっかりと受け止めていくということだと思っているので、特段記載がないというふうに理解しているところです。

一方で、市町村等のほうは、市町村等が対応できるとすれば、特に身上保護を中心としたものについて、医療や福祉のサービスとの関係で調整が可能なこともあるのではないかなという意味で、身上保護という記載がされていると理解しておりまして、そういった相談機関の特性に応じたものだというふうに受け止めています。

○西川委員 西川です。2点目に関しては、青木委員と同じように受け止めています。

1点目もほぼ同じなのですが、私の受け止め方としては、結局、親族に関する課題は、主に専門職団体以外のところで最初に受け止めるということが多いのかなと思っています。市町村・中核機関あるいは家庭裁判所で受け止めて、その課題が支援の問題なのか、それとも監督の問題なのかというところの振り分けを、そこでまず行うということ、このフローは示していると思います。

特に期待したいのは、今までも中核機関あるいは行政でそれを受け止めたときには、いろいろな形でほかの機関も巻き込んで対応していたと思うのですけれども、これが家庭裁判所に来たときに、今までは、家庭裁判所は支援はできないということで、そこで終わっていたということがあったのではないかと思うのですけれども、それがこのフローに従うと、家庭裁判所だけで対応できないものであれば、ほかの機関にも必要な範囲で情報を提供して対応するということですので、このフローでそのような対応をしていただけるのかなと受け止めておりました。

○星野委員 まず、最初の親族後見人というところはお二人の委員の方と同じなのですけれども、専門職とすると、これまでの経験上、親族後見人があまり適切に後見事務を行わないという苦情とか意見に対しては、例えば、追加選任とか交代ということをイメージされて、地域から専門職にも連絡が来たりということが事例の中にはあるように思います。ただ、今回のフローは、いわゆる専門職後見人が適切に後見事務を行えていないといった苦情が上がってくるのに、うまく解決に向かわないということが目的としてあるかなと思っています。

あと、身上保護につきましても、私が中核機関で受ける相談内容として伺ったことの中には、身上保護に関する支援が中心になると思うのですけれども、身上保護の在り方、意思決定支援の在り方が財産管理につながってくる内容です。例えば不動産の処分であるとか相続とか、いろいろなことが付随してくるようになると思うので、逆に、身上保護に関する支援への苦情「等」と入っていますけれども、身上保護を中心としながらも、財産管理的なことにも関わってくるケースもあるという認識もあっていいのかなと思いました。専門職団体に「身上保護」という言葉が入っていないのは、お二人の委員が言われたのと同じ意見です。

○上山主査 どうもありがとうございます。

恐らく、親族後見人に対する苦情対応については、その親族後見人さんに対する支援という視点もかなり重視する必要がありますし、それぞれの後見人の特性に応じて対応を考えていくということも出てくるかと思えます。そういう意味で、来年度の試行の中で、そうした点も踏まえながら対応を考えていくことになるのかなと受け止めました。

○新井委員 どうもありがとうございました。私の質問に関連して、最高裁にもお伺いしたいのですが、親族後見人に対する対応というのは、海外では裁判所が中心になっているという流れのようではございますけれども、その辺りについては、日本の裁判所としてはどんなふうを考えていますでしょうか。

○向井第二課長 専門職後見人の場合には、専門職団体も一部対応を引き受けてくれるところはありますけれども、親族後見人の場合には、基本的には専門職団体というよりは、裁判所のほうで対応するということが、実情としては多いのかなと思っています。

その辺りが制度としてどうなのかということについては、何とも申し上げようがないのですけれども、現状としてはそういう状態ですので、今回、このモデル地域での活動を

通じて、また福祉的な観点については、行政等とも相談しながらできる場合もあるかもしれませんが、まずは試行して、いろいろ模索していきたいと考えております。

○上山主査 先ほども申し上げましたけれども、親族後見人に対する支援というのは、恐らく今回の苦情対応のフローの範囲内だけに収まる問題でもないかなと思いますので、裁判所だけではなく、関係する機関の中で、また議論していく機会を得ていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題2「意見交換」のほうに移りたいと思います。

来年度の試行も含め、先ほど事務局から御報告のあった対応フロー案について、意見交換を行いたいと思います。御意見があれば、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。

伊東委員代理の渡邊さん、よろしくお願いいたします。

○渡邊代理 倉敷市伊東市長代理の渡邊です。

私のほうからは、苦情対応のフロー図について、2点、意見を申し上げたいと思います。

先ほど最高裁の方から、連絡シートができるということなのですが、つないだ後にどのように解決に向けて動くのか。例えば会議をして役割分担して、終結の判断というところも出てくると思うのですが、そういうつないだ後のフロー図があると、各関係団体が動きやすいと思います。

また、それを円滑にするために、家庭裁判所、受任団体、市町村、それぞれの担当窓口がどこかが分かるようになって、何をどこに伝えるのが明確になるということが大切だと思います。

○上山主査 この点については、運用に関わる部分ですので、事務局のほうで、もしコメントがあれば、よろしくお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

今後、フローを地域で試験的に実施する上での御意見ということで承りました。このフロー図は、全国のどこでもできるようにということで、キックオフで抽象的なものになっております。したがって、実運用に当たりまして、どういった形で進めていくかということ、個別にまた御相談することで具体化していく必要がありますし、あと、そこに向けて裁判所等とも連携しながら、きちんと回せるように配慮して進めていきたいと思っております。御意見、どうもありがとうございました。

○上山主査 それでは、ほかの方、いかがでしょうか。もし差し支えなければ、ぜひ利用者側からの視点ということで、今回のフロー（案）の試行に当たって、特に留意すべきだとお感じの点を中心に、久保委員、花俣委員、それからオブザーバー参加で恐縮ですが、新保委員のほうにも、順にコメントをいただければと思うのですが、久保委員、お願いできますでしょうか。

○久保委員 地域での権利擁護支援チームの中に私ども当事者団体も御協力できたらということも、以前からちょっとお話しさせていただいて、ぜひそういうふうにして、本

人さんたちを支えていきたいなという思いを持っているのです。その辺のところは、チームですから、チーム全体でやればいいのかと思うのですけれども、ちゃんとできていない親族後見、多分、結構たくさんそういう相談があるのではないかとちょっと思っているのです。それを専門職に御相談しておられるというのも、何となく福祉サービスに直結しているところも多々あるのではないかと思うのです。同じ親族の方からというのも、親がちゃんと見ていないとか、兄弟が親族後見人になっているけれども、ちゃんとやっていないというのもあると思いますけれども、そこでどういうふうに私たちの団体としても関わっていいのかというのをちょっと考えていまして、今のところ、よく分からないのですね。できたら、当事者団体向けにはこんな動きをしてほしいのだというものもつくっていただくと、私たち、よく分かるなと思います。親族後見、これから増えていかざるを得ないのだと思うのですけれども、それもきちんとできる親族後見人になりましょうということを、私たちの団体としても広めていかなければならないと思いますので、その辺のところを教えていただけたらありがたいなというのが1つです。私たちに対する勉強会とか、いろいろなこともこれからしていこうと思いますので、ぜひ御指導いただきたいという思いがあります。

それと、もう一つは、本人にとっても一番大事な取っかかりなのです。家族は別としても、ほかの方に後見人になっていただいた場合には、取っかかりが大事なのです。本人との人間関係といいますか、信頼関係が一番大事になってくる。特に知的障害の方は、一番最初の印象とか一番最初に起こったことで、もうこの人はこうだと思ってしまうのです。そうすると、後から幾ら上手に持っていこうと思っても、なかなかそこが解けていかないというのがありますので、一番最初の取っかかりの信頼関係といいますか、人間関係といいますか、そこをぜひ大事にさせていただけたらありがたいなというのをちょっと感じております。

○上山主査 ありがとうございます。久保委員にお伺いしたいのですけれども、親族後見人さんに対する苦情というか、行動に対する質問・疑問等が、育成会のほうに御相談があったりすることはあるのでしょうか。

○久保委員 少しあります。でも、親同士の団体ですので、それよりも、専門職がああだとか、家庭裁判所にこんなふうに言われたとか、そっちのほうはずっと多いのですね。ですから、私たちの中では親同士なので、自分たちのできていないことの情報交換があまりできていないというのがありまして、今日のお話を聞いていて、私、はっと思ったのです。そういえば、親族後見をやっている家族においても、不適切なところが多分、随分たくさんあるのだらうなという印象を受けまして、ぜひそこを何とかしていきたいなと思います。

○上山主査 事務局のほうから、今の御教示部分も含めて、何かコメントをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

前向きな御意見をいただきまして、ありがとうございます。これから試行的に実施する

に当たりまして、今回のワーキングで議論になったお話を伝えた形で実運用に努めていきたいと考えております。

全体としては、今後、取組状況の報告をする過程で、課題や改善すべき部分が見えてくるかと思えます。途中、我々としても御意見を伺いたいことがありましたら、また個別に御相談をさせていただければと考えております。

○上山主査 地域連携ネットワークの中で当事者団体の役割というのは、これからますます重要な位置づけを占めてくると思えますので、これも単に苦情対応という枠組みにとどまる問題ではないと思えます。それも踏まえながら、これから御協力をさらにお願ひできればと思えますので、よろしくお願ひいたします。

では、花俣委員からもお願ひできますでしょうか。

○花俣委員 今、松崎室長のほうからもお話がございましたように、試行がこれからスタートするということになりますので、実施される中で見えてきた様々な課題について、しっかりとじっくりと丁寧ないろいろな検討して下さることに期待したいというのが1つ。

それから、確かに認知症の方、本人が後見人に対して、周りから見ても妥当性のある苦情が言えるかという、ここもちょっとデリケートな部分があるかなというのがあって、そうすると、どうしても身近にいらっしゃる御親族とか支援されている方が代わって苦情を申し立てる、あるいは苦情を言うみたいな形になってくるときに、とにかくこういった試行がスタートするという事は、気に入らないと思ったときに黙ってじっと我慢するのではなくて、対応の可能性があるところに相談に持ち込めるということが、まず、すごく大きな一歩だと思っています。場合によっては、苦情に対する対応も、これからはちゃんとしていただけるように変わっていくのかなということが、すごく期待される場所です。

久保委員に上山主査のほうから御質問あったように、うちにかかってくる電話の中にも、周辺にいるお身内の方が、恐らく首長申立てか何かで後見人がいきなりついて、自分が今まで面倒を見てきたのにと、頻繁にかけてくる方がいらっしゃるのですけれども、制度そのものの理解が決して十分ではないし、後見人につかれた方がその方にきちんとした説明もされていないみたいなのですね。だから、親族後見人の中には制度が十分理解できない方も大勢おられますので、その部分も底上げをしていただけるのかなということで、様々な期待を持って推移を見ていきたいというのが、感想というか、意見ということになります。

○上山主査 来年度の試行に向けて、大きなエールをいただいたかなと思えます。また、認知症の人と家族の会の皆さんにも御協力をお願ひしたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、新保委員からもお願ひできますでしょうか。

○新保委員 今、絵に描いたところで細かいことを言ってもあれなので、やられることにすごく期待感を持ってしまして、そこからアップデートしていただくというのが最良の方法かなと思うのです。

あと、市町村・中核機関にちょっとお願いがあるのは、例えば発達障害の専門のマネジャー、精神のマネジャー、認知症のマネジャーが必ずいると思うので、もっと言うと、難病関係も必ずいますので、その辺を入れていただければ、身上保護の面でもかなりいいかなと思っています。今日の午前中、入所施設に行ってきたのですが、成年後見で身上保護と言ったら、本当にしてくれるのと、皆さん、かなり疑心暗鬼なので、いいモデルを見せていただくのが最適じゃないかなと思っています。

ちょっと質問なのですが、モデルの地域はどうやって決めていくのでしょうか。もちろん都会もそうでしょうし、私、今、長野県にいますけれども、すごく広いところで、今日みたいな吹雪で通行不能というところもあるものですから、ちょっと資源が乏しいようなところとか、どんな感じで考えているのか、難しければいいのですけれども、もしあれば事務局のほうから教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○上山主査 具体的な地域については、これから検討ということになるかと思うのですが、現段階で何か事務局のほうからコメントいただければ、お願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 今、上山主査がおっしゃいましたように、まだフローをつくっている段階ですので、まず、これが固まらないと、なかなか具体的な調整に入りづらいということがございます。本日のワーキングの要点もお伝えしながら、調整をしていきたいと考えております。

○上山主査 それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

住田委員、お願いいたします。

○住田委員 私から2点、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、支援者からの苦情には、後見人と連絡が取れないため、交代させてほしいというような内容があります。しかし、本人にとって、その後見人がどうなのかということが重要なので、本人の思いや関係性などを確認すると、本人が後見人を認識していないことや、後見事務の不備について本人自身が理解できない状況にあることもあります。そのため、本人に不利益があったとしても、自ら苦情を述べることができません。これは先ほど花俣委員がおっしゃったとおりだと思います。また、報酬との関係で、後見人が本来行うべき事務をしない場合には、減算という考え方も関連することも懸念されます。そういうことを実際に言われる本人や支援者の方もおられます。

それから、2つ目として、中核機関から後見人に事情を聞かせてもらえないかと連絡しても、後見人側がなぜそのようなことに答えなければならないのかと難色を示される場合もあります。介護保険や障害福祉サービスには、法令上の苦情対応の仕組みがありますが、そのようなルールや仕組みがない中で、後見人の苦情等に関する調整機能をどのように担うのかについて、試行を行うときに、御検討していただけたらと思います。

○上山主査 フローの試行に向けて、重要な留意点を御指摘いただいたかと思います。

西川委員、お願いいたします。

○西川委員 私からは、期待も込めての感想を述べさせていただきます。第二期計画では、

支援の機能と監督の機能を分けて、中核機関に監督はできないと整理したと思うのですが、実際には支援が必要な場面なのか、監督の場面なのかがよく分からないまま話が持ち込まれたときに、うまく対応できていなかったのではないかと。そういう反省に基づいて、こういったフローが作成されたのだと思います。今までも中核機関から家庭裁判所へ、あるいは専門職団体から家庭裁判所へ、苦情なり相談なりという形で話を持っていったところ、家庭裁判所で、これは監督の問題じゃないからということで、そこで手続が止まっていた案件が結構あるのではないかと思います。

こういったフローができることによって、家庭裁判所から中核機関あるいは専門職団体というルートが明確になることには、大きなメリットがあると思います。家庭裁判所から見て、専門職団体は既に窓口がほぼ決まっていると思うのですが、中核機関は、これまでは相談等を受け付ける具体的な窓口がよく分からないというところがあったかもしれません。しかし、こういったフローが機能することによって、この問題に限らず、中核機関と家庭裁判所との意思疎通が図りやすくなれば、困難事案への対応が進むだけでなく、地域連携ネットワークの機能がより整備されていくのではないかと期待を、このフローから感じました。

○上山主査 続いて、青木委員からお願いいたします。

○青木委員 青木です。今日はありがとうございます。

まず、今回のフロー、今後の期待がいろいろ大きいところですが、前提として、今日も詳しく御説明がありましたとおり、これは連携しながら対応することが必要な事案に関するフローということでありまして、基本計画でも書いてありますように、それぞれのところが第一次的に、苦情について、しっかりと受け止めをした上で、その性格をしっかりとアセスメントして対応できる力というのは、各専門職団体でも、地域でも、ないしは地域連携ネットワークをつかさどる市町村や中核機関においても、これからできていくということが必要だと思っております。我々、弁護士会も含めて、まだ出発したばかりでありますけれども、そこを試行と並行して検討していく取組が大変重要ではないか。そこなしに連携だけということにならないというところが、とても大事だと思っております。

この連携につきましては、それぞれの団体からそれぞれの団体に行く矢印の、基準のようなものが書いてありますが、まさにそれを今後、試行の中で具体的に明らかにしていくということが期待されていまして、我々も、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、それぞれに連携が必要だと思っている苦情が何かというイメージが、必ずしも共通ではないように思っていますし、裁判所が協力・連携したいと思っているイメージ、そして市町村等が連携したいと思っているイメージが違うというのが正直なところだと思っております。それを具体的な事案をできるだけ共有して、それをまた利用者本人、市民の皆さん、あるいは当事者団体の皆さんとも共有することによって、必要な体制というのが見えてくるのかなと思いますので、そういったところも含めて検討していきたいと思っております。



弁護士会の中で、地方ごとにこの問題について議論しましても、まだまだそういう経験がないところでは、一体どういう苦情がどう寄せられて、どう対応されているか、そのものを教えてほしいという声も聞かれますので、この試行を踏まえまして、対応に関する典型的な事例集とか、そういったイメージのわくようなものが各地にできることというのも大事で、期待されるかなと思っておりまして、試行に期待し過ぎと聞こえるかもしれませんが、その出発点にできればなと思っていますところでは。

○上山主査 先ほどの西川委員のご発言もそうですけれども、これからフローの試行を通じて、練り上げていくべき課題を提示していただいたかと思えます。

では、水島委員、御発言をお願いいたします。

○水島委員 それでは発言させていただきます。

まず、先ほど青木委員がおっしゃったように、試行に関して、しっかりと匿名性を担保しながら事例を集積していくことが重要であろうと考えております。

2点目については、対応フローを見ておりますと、まず、当事者に近い立場の方が何らかの参画をする可能性についても模索するということがあるのではないかと思います。要するに、何が適切で、そうでないかというのは、それぞれの主体によって見え方が異なることは皆様よくお分かりかと存じますが、そのような意味でも、様々な視点から見極める、改善策や意見を述べるといった機会があってもいいのではないかと考えます。

最後に、3点目でございますが、これは苦情処理のプロセスにおいて本人の参加を保障するための取組みが必要であると考えます。すなわち、本人自身の声を適切に拾い上げる仕組みです。実際のところ、本人の判断能力が低下している、あるいは本人が発言できない等といった理由で、間接的にご親族又は本人の関係者が本人を代弁して発言することはよくあろうかと存じます。しかし、その代弁の内容が本人自身の本当の思いに沿ったものなのか、親族や関係者側の思いが、本人の思いとしてすり変わった形で出てきているものなのか、このようなことを見極めながら対応していく必要があるかと考えます。

特に、意思決定支援の観点からしますと、どんな状態であったとしても、まずは本人に対して丁寧なアプローチを行い、本人自身の思いを可能な限り表出いただくことを試みる姿勢が重要だと考えます。そして、それが本人単独では難しい場合であっても、例えば利害関係のない独立した第三者がアドボケイトという立場で本人に一定期間関与し、本人のマイクやスピーカーといった役割を果たすことも仕組みとして必要なのではないかと、そのようなことを思った次第でございます。

○上山主査 特に最後の御指摘は、当事者側の委員の方からも同様の御指摘をいただいていますので、フローの試行に当たって十分に留意すべき点かなと受け止めました。

それでは、星野委員、お願いいたします。

○星野委員 私は、今までの流れを踏まえながら、ちょっと気になっていることがございます。苦情ということの共通認識がないという御指摘が青木委員からもあったと思うのですが、このフロー図をぱっと見たときに、かなり重篤な状況にならないと、乗ってこない

のではないかということが少し懸念されるかなと思います。本人から苦情というのはなかなか言いにくい点は、皆様が言っているとおりであって、こんなことで言ってもいいのだろうかというところで悩んでいる事例がとても多いです。

今回、裁判所のほうでも、必ずしも解任に結び付かなくても、その前から受けていくことがありますので、第二期計画の中に苦情等ということが出ているので、苦情という言葉は使うのだろうと思うのですが、苦情となる前に意見や要望が言えるというのがとても大事ではないかと思うので、せっかく試行をやったのに、あまり苦情が出てこなかったとならないような配慮が必要なのかなということで、私が所属している東京社会福祉士会においては、苦情ではなくて御意見・御要望ということで受け付けを始めたなら、かなりの反応がございましたので、そういったことも御検討いただきたいという意見です。

○上山主査 それでは、青木委員。

○青木委員 先ほど申し忘れた点を1点だけ補足いたします。苦情対応の連携ということになりますと、情報に関する共有ということがどの範囲でできるかというのが問題になってくると思います。これは御本人さんや情報提供者における同意その他を取って対応するというところでありますが、今後、それを越えた範囲での情報が必要な場合ということも整理いただいて、場合によっては、今後の法的手当ても含めて検討ということもあると思ひまして、そういったことも試行の中で検討いただけるとありがたいと思ひました。

○上山主査 分かりました。中村委員、お願いいたします。

○中村委員 今回のフローについては、これから試行ということで期待したいと思ひますが、福祉の現場サイドとして考えたときに、いろいろな苦情、星野委員の言うとおりに、意見とか要望を含めて、現場として気づくところがあると思ひます。ただ、家裁とのつながりをふだんから持っているわけではないので、そのハードルが高いと思ひます。こういうことを言っているのかとか、職場の中でどう対応するのかということも含めて、意思決定支援を現場においてももしっかり理解いただき、現場で気づいたときに、フローの中に入っていけたらいいと思ひました。

○上山主査 ほかに、永田委員、いかがでしょうか。

○永田委員 簡単に感想だけ述べさせていただきたいと思ひます。

今日のフロー図、前回もお願いしたとおりで、こういう形で作っていただいて、これが実施されて、まず、試行されることを期待したいと思ひます。

今日、お話を伺っていて、中核機関や市町村のところで、アセスメントと青木委員もおっしゃっていましたが、苦情という言葉で一括りにしても、その背景に相談みたいなことが隠れているということは、往々にしてあるのではないかということを感じました。いろいろな形で困ったことをおっしゃってこられる中に、中核機関がそれを苦情と括ってしまうと、実はそこに相談とか、本当はこういうことを悩んでいるということが隠れている可能性もあるので、このフロー図の中で、いわゆる監督機能になったときには家裁のほうにつないでいくわけですが、中核機関にそれで残っていくようなものというのは、

別な支援とか、いろいろな形での福祉的な関わりというのが必要になってくる。場合によっては、中核機関だけではなくて、分野を超えた様々な相談支援機関もそこに参与していく必要がある。チーム支援ということが確立していく必要があると考えると、苦情等の対応は、チームが確立すると終結するというのはそうだなと思ったのですが、福祉的な相談支援機関として支援は継続していくのだという観点は、重要ではないかなと感じたところです。具体的にどう改善していただきたいというところではないのですが、そういった苦情だけで切り取らないという観点は残しておいたほうがいいかなと感じたということです。

○上山主査 山下委員からも一言お願いできますでしょうか。

○山下委員 今の永田委員のお話にちょっと関連するのですが、フロー図の右側、市町村・中核機関の赤の枠組みの一番下のところ、支援チームが自立に至ったことを確認した上で、苦情等の対応は終結する。これは今はまだ案としてつくられているので、これから変わっていくのだろうなと思っているのですが、支援チームが自立するというのが、どういう期待をされているのかというのを、これから御検討いただければと思います。

と言いますのは、苦情にはいろいろな類型があって、恐らくチームの中での意見の違いとか後見人の構想とか、そういうものが問題になっている部分と、チームの外にいる方がチームのやり方に文句を言ってきている場合とか、いろいろなケースがあって、終結の仕方というのも様々あり得るのではないかという気がしましたので、ここのフローで、支援チームが自立に至ったことを確認するとおまとめいただいた具体的なイメージが、今後、具体的な事例が出てくる中で具体化していったらいいかなとちょっと思っていたのですが、これは多分、今後の課題だと思いましたので、ぜひ今後、具体化していくことを期待したいと思っております。

○上山主査 支援チームの自立について、今の段階で少し分かりやすいイメージが何かあれば、事務局のほうでコメントいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

基本は、権利擁護支援チームがそのチームの中で支え切れなくなったときに、中核機関とか市町村に相談したり、それを経由で専門職団体から御支援いただいたりということになると思います。その支援を受けて、またそのチームの中で支援できるように進めていく。もし問題があったときはフォローしてもらうことをベースとしております。これは第二期基本計画の考え方に基づく説明をしたのですが、今回のフローをつくって、運用の中でどういった進め方がいいか、これは、実際に試行いただく自治体等々とも一緒に考えていきたいと思っております。

○上山主査 星野委員の御指摘を皮切りに、苦情等についての御意見を幾つかいただいたかと思っております。もともとフローの中でも最初に説明がありましたように、苦情等の「等」の部分は少しふくよかなイメージがありまして、厳密な意味で、例えば解任に直結するようなクレームだけを、必ずしも想定しているわけではありません。その辺りの説明が不十

分なところもあったかもしれませんが、今回お示ししました対応フロー案につきましては、あくまで来年度の試行用ということで、その試行の結果も踏まえた上で引き続き検討されるものであるということを、まず、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

今の点をお含みおきいただいた上で、本日いただいた御意見の採否及びその対応フロー案への具体的な反映も含めて、対応フロー案及びその試行については、主査である私に御一任いただきたく存じますが、いかがでしょうか。

(委員首肯)

○上山主査 ありがとうございます。では、御一任いただいたということで話を進めさせていただきます。

それでは、特に御異存がなければ、事務局とも相談の上、対応フロー案を固めさせていただくとともに、来年度、各関係機関の協力を得て、幾つかの地域で試行できるように事務局を中心に準備を進めてください。

そして、現行制度下における運用改善の取組として、試行の結果を来年度のこのワーキング・グループで報告するように準備をお願いいたします。事務局への宿題ということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事はここまでといたしまして、最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 上山主査からの宿題について、承りました。

次回は、第4回地域連携ネットワークワーキング・グループとなります。こちらは、おむね1年後の令和6年1月頃の開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に、委員の皆様、それぞれに御確認いただきまして、ホームページに掲載いたします。よろしくをお願いいたします。

○上山主査 それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。